

「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続について（骨子）（案）」についての意見・情報の募集について

令和元年6月28日
農林水産省消費・安全局

この度、「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続について（骨子）（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、手続を決定することとしております。なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

ゲノム編集技術の利用により得られた生物の「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）上の取扱いについては、中央環境審議会のもとで検討が行われ、当該検討の結果を踏まえ、本年2月、環境省自然環境局長から、「ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて」（平成31年2月8日付け環自野発第1902081号環境省自然環境局長通知。以下「環境省通知」という。）が発出されました。

環境省通知では、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち、最終的に得られた生物に細胞外で加工した核酸が含まれていないことが確認されたものについては、カルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」に該当しないこと、また、当該生物を使用しようとする者は、その使用等に先立ち、その生物の特徴や生物多様性への影響が生ずる可能性に関する考察結果等について、主務官庁に情報提供を行うこと等とされています。

また、当該取扱いを適切かつ円滑に実施するため、環境省から関係省庁に対し、必要に応じて、具体的な手続の方法を定める等の対応が依頼されていたところです。

農林水産省では、これを踏まえ、生物多様性影響評価検討会等の場で、学識経験者からの意見を聴きつつ、農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続について検討しています。

本意見公募は、当該手続を定めるに当たり、国民の皆様からの意見・情報を検討・反映させる観点から、「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続について（骨子）（案）」について、意見・情報を募集するものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課組換え体企画班宛

(3) FAXの場合

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-3580-8592

農林水産省消費・安全局農産安全管理課組換え体企画班宛

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和元年6月28日～令和元年7月29日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続について（骨子）（案）

② 〔関連資料〕「ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて」（平成31年2月8日付け環自野発第1902081号環境省自然環境局長通知）